

令和4年度 大和高田市いじめ問題対策連絡協議会 議事録

会議の名称	大和高田市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	令和4年11月28日(月) 開 会：14時00分 閉 会：15時15分
開催場所	場 所：大和高田市立中央公民館 1階視聴覚室
議題(公開・非公開の別)	付議案件： 第1号議案 大和高田市いじめ防止基本方針の改定について(公開)
出席した者(傍聴人を除く。)の氏名	委 員：谷河委員(副市長)、森田委員、辰己委員、北口委員、 疋田委員、吉川委員(委員9人中6人出席) 教 委：梶木教育長、久保教育部長、稲田学校教育課長、 加護学校教育課参事、松田学校教育課指導主事、増田教育支 援課長、井芝教育支援課指導主事、野村教育支援課指導主事 市長部局：磯尾市民生活部次長、紫竹人権施策課長補佐
傍聴人の数	0人
会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・大和高田市いじめ防止基本方針改定概要(資料Ⅰ) ・大和高田市いじめ防止基本方針改定案(資料Ⅱ) ・いじめ防止対策推進法(資料Ⅲ) ・いじめ防止等のための基本的な方針(資料Ⅳ) ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(資料Ⅴ) ・奈良県いじめ防止基本方針(資料Ⅵ) ・大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例(資料Ⅶ)
発言の内容	次頁を参照

【司会・増田教育支援課長】

皆様こんにちは。本日、司会進行の教育支援課の増田でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

また委員の皆様におかれましては非常にご多用のところ、また新型コロナウイルス感染症第8波が到来しつつある情勢の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議について報告させていただきます。本会議は大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例により公開されていますが、本日の傍聴人はございません。また本日の会議は、委員定数9名ですが、委員9名中6名が出席でございます。

なお、いじめ問題対策連絡協議会委員の皆様におかれましては、4月1日付で本市市長 堀内大造より委嘱されております。大変遅くなり申し訳ございませんが、委嘱状を机上に置かせていただいておりますのでご了承願います。

それではただ今より、大和高田市いじめ問題対策連絡協議会を始めます。

まず大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条第2項の規定に基づき本協議会の会長を務めます、大和高田市副市長 谷河照美よりご挨拶申し上げます。

【会長・谷河副市長】

皆様初めまして、こんにちは。大和高田市いじめ問題対策連絡協議会が開催されるにあたり、一言ご挨拶申し上げます。皆様には教育現場はもとより、その他行政の様々な所で協力賜りありがとうございます。

本日、今年度初めての協議会となります。この協議会は平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されまして、大和高田市においても平成29年度末(30年3月)に大和高田市いじめ防止基本方針を示させていただいております。その件で本協議会が設定されています。

本市の未来を担う子ども達・児童・生徒が安心して安全な学校や地域で育つことが何よりも大切な事でございます。こちらに参加されている皆様、父兄の方々は当たり前のように考えておられると思いますが、やはり教育の場でも「安心」「安全」がキーワードで欠かせないものでございます。いじめはどの子にも起こるのだ、という考えを基にいじめの認知に対する知識・認識を持って対応する、そして関係機関や地域・家庭が一体となりまして社会全体で子ども達・児童・生徒を見守る、そして支えていく事で、いじめ見逃し0を目指す上で最も重要な方策であると考えています。

本日は、平成30年3月に策定いたしました、大和高田市いじめ防止基本方針の改定案につきましてご協議いただく事になっております。委員の皆様からの忌憚のないご意見をいただき、本市の実情に応じたより一層総合的かつ効果的ないじめの防止を推進する方針としていきたいと考えております。さらにいじめに関する取り組みといじめの実状を委員の皆様で共有して頂く事で、いじめ見逃し0を目指した組織の構築を進めていく契機になればと考えております。

最後に、児童・生徒達の健やかな成長のために、ご尽力していただいている委員の皆様には各位に深く感謝の意を表すとともに、本協議会の推進に今後ともご協力いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

【司会・増田教育支援課長】

ありがとうございました。続きまして委員の皆様並びに事務局側の紹介に移りたいと思います。
まず委員の森田様から順にお願いいたします。

(高田子ども家庭相談センター所長 森田様 挨拶)
(高田警察署生活安全課課長 辰己様 挨拶)
(奈良県立教育研究所支援係係長 北口様 挨拶)
(市内中学校代表高田中学校校長 疋田様 挨拶)
(市内小学校代表菅原小学校校長 吉川様 挨拶)

ありがとうございました。なお本日は吉村委員、新森委員、山下委員につきましては所用のため欠席されておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、事務局の紹介をいたします。梶木教育長からお願いいたします。

(梶木教育長、久保教育部長、稲田学校教育課長、加護学校教育課参事、松田学校教育課指導主事、増田教育支援課長、井芝教育支援課指導主事、野村教育支援課指導主事、磯尾市民生活部次長、紫竹人権施策課長補佐による挨拶) ※高橋学校教育課指導主事は欠席。

どうもありがとうございました。それでは事務局を代表しまして、梶木教育長よりご挨拶申し上げます。教育長、よろしく申し上げます。

【事務局側代表・梶木教育長】

改めまして、皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中、会議のためにお集まりいただきありがとうございます。皆様におかれましては、日頃から大和高田市教育につきまして、様々な形でご協力賜っていますことをこの場を借りて改めてお礼を申し上げたいと思います。

先ほどにもありました、2018年に制定された本市いじめ防止基本方針がありますが、本日はその改定につきまして皆様の意見を頂戴しようという主旨でお集まりいただきました。時代はますます流れていきますが、残念ではありますが、いじめの問題はかなりの数の指導をしております。これは悪い意味だけに捉えることが出来ない所もありまして、実際の所は子ども達がいじめを隠されることなく表に出てくる事により様々な対応が出来る分、ネガティブに考えすぎずに、子ども達を守っていくにはどうすれば良いかということに主観を置いて、今の取り組みが進んでいるのではないかと考えています。

いじめを放置し続けることは良いわけではございません。様々な形を変えながら広がっていきなかなか消えない問題であり、いじめの撲滅を何とか進めていけるように皆様方の知恵を拝借いたしまして、子ども達が本当に安心して学校に来られるように、そして色々な事を身に付けて社会に出て行けるように、そういう役割を担った働きかけをこれからもしていきたいと思います。そういう意味でも本日は、事務局のほうで考えております改定案を様々な形で検討して頂きまして、子ども達が健やかに生活できますようにご協力いただきたいと思います。

皆様のご協力によりまして、本日の会議が実り多きものとなりますようお願い申し上げます。

て、冒頭の挨拶とさせていただきます。

【司会・増田教育支援課長】

ありがとうございました。それでは協議事項に入ります。

まず、本協議会の議長は、大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例第7条第1項の規定に基づきまして、会長が務めることとなっております。議事進行を会長にお願いいたします。

なお、本協議会は15時15分終了を予定しております。

【谷河会長】

それでは改めましてよろしく申し上げます。

先ほどありましたように、条例第7条第1項の規定に基づき、議長をつとめさせていただきます。議事に入る前に、副会長の選出を行います。副会長は条例第6条第2項の規定に基づき、私から指名することになりますので、副会長につきましては、高田中学校の疋田校長先生にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それではお手元の資料に基づきまして、議事を進めます。

まず議事の1番目、大和高田市いじめ防止基本方針の改定について事務局から説明をお願いします。まず、①改定方針及びスケジュール案から、説明をお願いします。

【増田教育支援課長】

大和高田市いじめ防止基本方針の改定方針につきましてご説明致します。今日の社会情勢の変化においては、いじめは複雑化・多様化しているといわれております。さらにインターネット上の掲示板を利用して、特定の児童・生徒に対する誹謗・中傷が行われる、いわゆるネット上のいじめなどの新たな課題への対応も必要となってきております。

現在の「大和高田市いじめ防止基本方針」は、平成30年3月に策定されたものですので、いじめ問題にかかわる実情を見ましても、策定当時とは大きく様変わりしているという状況を踏まえまして、これらの変化に対応し、より一層効果的に、いじめ防止を推進するための方針としていく必要があります。こうした事からこのたび、大幅に改定することに致しました。

次に改定に向けての今後のスケジュールについてご説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。本日、午前中に教育委員会定例会で委員の皆様からのご意見の聴取を行いました。

続きまして、この度大和高田市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたしまして、委員の皆様からのご意見の聴取を行います。

そして本日、皆様から頂戴した意見を基に、事務局側で改正案の修正作業を行いまして、教育部内で検討・調整の後、12月19日に予定しております教育委員会定例会で進捗状況の報告を行いますとともに、委員の皆様からのご意見の聴取を行います。

そしてこの定例会の後、これらの意見を反映させたものを12月27日に附属機関である「いじめ対策委員会」で委員の皆様からのご意見の聴取を行っていく予定にしております。

これらの意見を元に、最終の改正案としてとりまとめたものを来年1月中旬から2月中旬にかけて、約1か月間パブリックコメントを実施いたしまして市民の皆様からの意見聴取を行いたいと考えています。この意見聴取の結果を踏まえまして、2月の教育委員会定例会で報告いた

します。そして、3月の定例市議会において報告を行うという予定で進めていきたいと考えております。以上でございます。

【谷河会長】

ありがとうございます。このことについて委員の皆様、何かご意見ありませんか。
無いようですので、次に②改定内容の概要について、説明をお願いします。

【野村教育支援課指導主事】

私の方から説明させていただきます。今見ていただいている資料1の右側にある、方針改定の主な内容についてご説明いたします。

大きな項目の4つあるうちのまず1つ目からです。いじめ防止についての基本的な考え方ですが、4ページに示してありますけんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する必要があることから、いじめの認知漏れを防ぐためにケンカやふざけ合いに見える中にもいじめがあると考え、いじめの認知に当たる旨を追記しております。

続きまして2つ目の項目ですが、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることは出来ません。ですからいじめの解決に向け、その対応を適切に行うために、いじめが解消している状態に至った場合でも、観察や心理的支援を継続していくことを6ページに追記しております。

続きまして、いじめ防止等のために大和高田市が実施する取り組みを2つ説明していきます。まず基本方針の趣旨及び内容を周知するための取り組みを行う旨を9ページに追記しております。そして同じく9ページですが、大和高田市が実施するいじめ防止等に関する取り組みを具体的に明記しております。

続いて3つ目の項目になりますが、学校が実施する取り組みとして、13ページにも明記してある通り、何点かありますが策定した学校基本方針は各学校のホームページへの掲載等を行うこととして、学校いじめ防止基本方針の内容を確認できる措置を講じる旨を追記しております。

続いて、こちらも13ページに明記してありますが、学校いじめ防止対策委員会の設置及び役割について追記してあります。

続いて14ページから19ページにかけてですが、括弧書きで5つありますが

- ① いじめの未然防止 ②いじめの早期発見と積極的認知 ③いじめの早期対応と再発防止
- ④ 発達に特性のある児童・生徒や外国につながる児童・生徒など学校として配慮が必要と認められる生徒に対する対応 ⑤関係機関との連携

というように学校におけるいじめ防止等に関する取り組みを具体的に明記させて頂いています。

続いて4つ目の項目になります。重大事態への対処ということで1点目が25ページの上段になりますが、学校又は教育委員会による調査の実施、いじめ対策委員会等への積極的な資料提供及び調査結果を尊重し、主体的な再発防止への取り組みを追記しております。

続いて2点目です。30ページになります。こちらは再発防止に向けた取り組みを明確化するため、加害児童・生徒のための指導内容やいじめ事案の対応について、教職員に聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握して再発防止に努める事を追記しました。

最後31ページになりますが、3点目になります。調査結果の公表ということで、調査結果を公表する場合はいじめの被害者・加害者の双方に公表の方法や内容を確認の上、対応することを

追記いたしました。私からの説明は以上になります。ありがとうございました。

【谷河会長】

はい、ありがとうございました。改定の概要を説明してもらいましたが、なかなか基本方針を追いかけると言うのは厳しいですが、基本的な考え方として県の方針を参考にしたという形で説明してくれましたね。

ではこれらについて、ご質問等はございますか。

それでは③改定の重点項目について説明して頂いてから、また質疑応答の時間を設けるとします。

では担当の方、説明をお願いします。

【井芝教育支援課指導主事】

はい。まずいじめ基本方針の全体の組立について説明した方がわかりやすいと思いますので、最初に表紙の裏面である目次をご覧ください。

第1章の部分にいじめ防止等のための基本的な考え方があります。いじめ問題への対策を社会全体的に進めていくために全ての章がこの組立に関連していますが、いじめの未然防止そして早期発見、いじめへの具体的な対処そして地域や家庭との連携、関係機関との連携の5つが大事であるということが国の方針(ガイドライン)でも言われています。それを実行的なものにするために法によって新たに規定された地方公共団体や学校において、基本方針の策定をして組織的にいじめ問題に取り組む事がいじめ基本方針になります。そして重大事態への対処等への具体的な内容に関しても明らかにしていく事になります。1章のいじめ防止対策の基本的な考え方が、基本理念に基づいて、いじめの定義やいじめの認知はいじめをどういう風に認知していくか、そしていじめの未然防止、早期発見、いじめの対処や解消の基準というのが明記されていて、地域や家庭との連携、関係機関との連携という基本的な考え方が第1章で明記しています。

これを受けて第2章には、大和高田市として未然防止・早期発見・いじめの対処・地域や家庭及び関係機関との連携をどのようにして具体的にどのように進めていくのかということが記されています。

さらにこれを受けて第3章は、学校として具体的に未然防止・早期発見・いじめの対処・地域や家庭及び関係機関との連携に関して、こういう事をして下さいという事が明記しております。

そして第4章と第5章は、家庭における取り組みと地域や関係機関における取り組みにおいて未然防止・早期発見・いじめの対処に基づいて、地域や家庭でどのように連携していくのかを明文化しています。

最後に第6章は、重大事態と言われる事案に対してどのように対応していくのかという具体的な方針が明記されているのがいじめ防止基本方針です。

この根本になっているのが、資料③のいじめ防止対策推進法に基づいて、国がいじめ防止基本的な方針(ガイドライン)を示し、これに基づいて奈良県がいじめ防止基本方針を策定されて、大和高田市でもいじめ防止基本方針を策定していく流れになっております。それがこのいじめ防止基本方針の大きなカテゴリーとなっていきます。

このいじめ問題対策連絡協議会は、地域や家庭の関係機関の連携のために設置している機関で

すので、6・7ページにある基本的な考え方の中にある地域や家庭・関係機関と連携、そして第2章の大和高田市における地域や家庭・関係機関と連携が12ページに記載あります。また学校が実施する関係機関と連携については19ページの(5)に記載してあります。

そして大きな章としては、20ページの第4章と22ページの第5章の地域や関係機関における取組部分に明記してありますのでご確認していただきながら、各関係機関におきましては他の連携方法等があればご意見を頂ければと考えています。

そして24ページと25ページの重大事態の対処に関しましては、どういういじめ問題を重大事態として捉えていくのかをきちんと明記しています。この中に学校がいじめではない・重大事態ではないと判断されても、重大事態が発生したとして報告及び調査等を行うという内容が明記されています。児童・生徒の保護者がいじめや重大事態の申立てが有れば、重大事態の疑いがあるとして調査をしていくことが大切であると明記しております。

そして25ページには、調査の主体となる所の整理をしてみました。学校が主体で調査を行うもの、教育委員会が主体となって調査を行うものでどういうものがあるのが明記されています。

学校が重大事態が発生したと判断した場合は、どこが主体となって調査をするというのは教育委員会が決めることとなります。学校が希望するから実施するのではなく、教育委員会が学校が主体となって調査してください、という風にあくまでも教育委員会が主体となって調査を決定していく事が明記してあります。

たくさん項目はありますが、関係機関との連携や重大事態の対応について少し重点的に協議していければと思っていますので、よろしくをお願いします。

【谷河会長】

はい。改定の重点項目について、事務局から説明していただきました。

なかなかこれを全て見ていくのは厳しいと思いますが、特に教育に携わっていらっしゃる方や仕事柄で日頃から勉強されている方は理解されているかもしれませんが、委員さんの中でご意見いただければと思います。

【吉川市内小学校長代表】

重大事態の対処の仕方の部分ですが、今のご説明で学校が主体となる時、または教育委員会が主体となる時とありますが、例えばそれ以外の第三者委員会を設置してその重大事態を調査して検討するというのが主流かなと思います。

私は8年ほど大和高田市外で中学校教員をしていた時に自死がありまして、その対応もありまして、役所の方にも入っていただきまして、結果的にいじめによる自死ではなかったですが、保護者の立場から言うと、学校と教育委員会とは違う第三者委員会みたいなものの実施を検討してもよいのではないかと考えます。

【井芝教育支援課指導主事】

まずいじめの重大事態の流れとしては、事案発生しましたら学校と教育委員会の方で調査を実施することになっています。その時に設置するのがいじめ対策委員会です。その事についてはきちっと明記してあります。

【谷河会長】

そのことで少しよろしいですか。似たような委員会の名前があり、主体も様々でペーパー上では判断しづらいので体制等の資料や説明願います。

【井芝教育支援課指導主事】

わかりました。まず教育委員会でいじめ対策委員会という専門機関がございまして、大学教授や弁護士や心理士と言った方々が委員となってくださり、教育委員会が主体となった場合は、その委員会でまず調査をすることになります。その調査結果を示した上で保護者が納得出来なければ教育委員会から離れ、第三者委員会として市長部局に移り市長が主体となって調査をしていく事になります。これが再調査委員会になります。その再調査委員会の事務局となるのが、人権施策課となっておりますので、本日は人権施策課にも参加して頂いております。

第三者委員会となる再調査委員会に事案が渡るということは、かなりの重大事態になります。まあ自死も含めて保護者の方が、教育委員会の調査には納得がいかないとおっしゃった場合は、第三者委員会に渡る流れになります。その時の委員に関しては、大和高田市や学校関係者とは全く関係ない第三者の構成によって調査がされていきます。

【谷河会長】

学校で開かれるいじめ対策委員会と教育委員会主導のいじめ対策委員会は違うのですか。

【井芝教育支援課指導主事】

はい、違います。各学校において名称は異なるかもしれませんが、学校の中でいじめ問題に組織的に対応する組織が学校でのいじめ防止対策委員会になります。

【谷河会長】

第三者委員会に話を持っていくタイミングといたしますか、判断基準は何かありますか。

【井芝教育支援課指導主事】

はい。市でもいじめ対策委員会の委員さんの元できちっと調査を実施して、調査資料も作成して提出もいたします。例えば自死があった場合は、遺族の方々にも結果を公表しますが、そこで納得されなかったり、遺族の方々がさらなる調査を希望されたりした場合は、再調査委員会として教育委員会の手から離れて、市長の指揮のもと人権施策課が事務局となり再度調査することとなります。

【谷河会長】

我々からすると、父兄の方々が納得しないとか学校の対処等を気にするのではなく、いじめに遭って苦しんでいる子を救ってあげるという事を大事に考えてあげないといけない。我々が何とかしてあげないといけないというより、父兄の方々が我が子の事になれば必死になりますから、子どもの事を考えて調査等をしないといけない。

まず誰を助けないといけないのか、誰を大事にしないといけないのかをしっかりと行政マンとし

て考えていかなければならない。誰を助けてあげるのかを考えれば良いと思います。

【井芝教育支援課指導主事】

すいません。あと県の北口係長に関しては、県内の自死等の対応もされていると思うので、ぜひ意見をお聞かせ願えたらと思います。

【北口県立教育研究所支援係長】

あとに示していただいた資料のように、重大事態が起こる、あるいは保護者から訴えが来て重大事態として調査しなければならない件については、先ほどからありますように学校として調査をするのか、教育委員会として調査するのかという事です。学校でやる場合でもカウンセラーや警察の方のように第三者を入れて調査を実施するのが理想だと思いますし、教育委員会でやる場合でも条例で示したいじめ対策委員会の委員さんは、基本的には所属団体の推薦を受けて委員をして頂いていると思いますので、一応中立の立場の委員さんですからその委員さん達をもって第三者委員会の調査にも充てる事になっていると思います。一旦、ここでも第三者による調査をします。委員会は一応教育委員会の附属機関になりますけれども、事務を担当するだけであって委員の方々は専門家なので、前もって委員を決めておき教育委員会と繋がりが深いとかを保護者達に感じられないように、何か事案が発生する前に委員を決めて中立的な組織を構築していますという風に説明出来ると思います。その上で調査を行って報告書が出された時に、教育委員会として保護者や被害児童・生徒に説明して頂く形になった時に、保護者の声としてこれで充分なのかとなります。これで大和高田市いじめ防止基本方針（案）の30ページに書いていただいています。再調査を実施する観点が4つあって、調査時に知り得なかった新しい情報があり、それをしっかりと調査しなければならない状況になった場合、児童・生徒の保護者が、学校や教育委員会の調査が十分でない判断された場合、あと委員さん含め関係者が公平・中立な立場ではないのではないかという疑念を感じられた場合は、市長に所見を提出することが可能ですので、それを以って市長部局のほうで学校若しくは教育委員会で実施した調査が、きちっと出来ているのかを確認して頂いた上で再調査が必要という判断になれば、再調査委員会が立ち上がって再調査が進んでいく流れになります。今ご質問があった通り、基本的には第三者が中心となって対応されているので、この時点で第三者委員会と呼ばれるものとなりますね。

【谷河会長】

たくさん委員会の名前があるので判別が難しいですね。再調査委員機関と再調査機関もあるので気を付けないといけませんし、事務局側も気を付けながら整理していただきたいです。

それで市長部局まで事案が来るということは、かなりのヘビーな案件という認識しておきます。

他に何か意見ございませんか。森田委員さんは様々なケースを経験されていますけど、ご意見よろしいですか。

【森田子ども家庭相談センター所長】

私も内容すべてを把握してはおりませんが、資料1の方針改定の主な内容部分の2つ目のいじめが解消している状態に至った場合でも、観察や心理的支援を継続していくことを追

記とありますが、これはいじめが解消するまでの間と解消した後も含め、どのような心理的支援をされていますか。

【井芝教育支援課指導主事】

基本方針（案）の6ページに、いじめの解消項目でいじめ解消の判断定義を2つ提示しています。いじめの解消は、いじめに係る行為が止んでいる事と被害児童・生徒が精神的苦痛を感じていない事であり、少なくとも3か月間その様子をきちっと観察していきます。その間カウンセラーに診て頂いて、先生たちも言葉掛け等をしながら事象について集団で確認しています。

【森田子ども家庭相談センター所長】

では解消されたとしても、その3か月間は観察されるのですね。カウンセラーは各学校にいらっしゃるのですか。

【井芝教育支援課指導主事】

カウンセラーについては、中学校には各学校に県から派遣されたカウンセラーがいます。小学校は2校にカウンセラーがいますが、それ以外の小学校はいませんので市にいるカウンセラーに繋いだり、カウンセラーを派遣したりしながら支援しています。

【森田子ども家庭相談センター所長】

ありがとうございます。私どもこども家庭相談センターは、親に虐待を受けた子どもの対応をしておりますが、やはり過去の虐待がトラウマになる子やフラッシュバックする子もいますが、いじめに関しても同じ事が言えると思いますので、一件の事案が解消した後もフォローして頂ける体制でよいかと思います。

【谷河会長】

3か月間観察した上で何か記録も取って判断されるのですよね。この3か月間記録を取り続けた結果により解消しましたという判断が大事で、ただ闇雲に見ているだけではなくて現場でしっかり判断されているのですね。

【井芝教育支援課指導主事】

その解消したという判断は、校内のいじめ対策委員会にてしっかり協議をした上で判断しています。

【谷河会長】

分かりました。委員さん、他にご意見よろしいですか。辰己さんはどうですか。

【辰己高田警察署生活安全課長】

感心しながら聞かせていただきましたけれども、重大事態の所で30日が目安とありますが、やはり犯罪性を疑うのであれば早期に連絡を頂いて、状況によれば捜査という流れになりますの

で勝負は早いほうがよろしいかと思えます。あといじめ事案が犯罪として扱われるケースは非常に難しいと思えますけれど、それも連絡して頂ければ、相談・対応させていただきますので、よろしくお願ひします。

【谷河会長】

皆さん、改定やその他の事でご意見よろしいですか。

これは基本的には国や県の指針に基づかれていますね。だから気を付けないといけないのは手を加える、やり方を考えるという独自性を出すためには慎重に動いてください。

大体このような形で他の市もされていますか。

【北口県立教育研究所支援係長】

そうですね。県も同じような形を出していますが、やはり市や学校や家庭・地域が具体的にどのような取り組みをしているのかを入れていく事になりますので、今回それぞれに入れていただいていますので、しっかりこれが主体として頂ければと思います。

【谷河会長】

はい、ありがとうございます。皆さんもう意見はよろしいですか。

次に2番目の議事であります、いじめ問題に係る意見交換に入らせていただきます。すでに貴重な意見を頂いておりますが、他にこの際なので何かありますか。本日はPTA代表の方が欠席されているので、現在どのようなことが起こっているのかという意見を聞く事ができないは残念ですが、このことについて皆さん何か用件等ございませんか。

これは私の意見ですが、何か困りごとが有った時に、なかなか警察に連絡しづらくて躊躇してしまう子もいると思えますけれど、警察の方は早く動いた方がよろしいですよ。

どうしても行政側としてはしっかり確認して状況把握してからでないと報告することが出来ないという認識ありましたが、後手にならないように、いじめのケースのみならずそういうことは注意しないといけないと思えます。

【井芝教育支援課指導主事】

いじめに関してですが、保護者の方が警察に被害届を提出されるケースがあります。そういう風に、いじめとして警察に挙がってきた場合は連携していき、保護者の方が警察に被害届を提出した事を学校や教育委員会に連絡される場合がございますし、私たちが知らない間に被害届を提出されている場合もありますので、そういう場合は連絡を頂きます。

そうすると警察からの捜査がありますので、重大事態の疑いがあるという事でこちらも調査をしていく形になります。

【谷河会長】

学校と警察の連携を取る際には、情報のやり取りも絡むので保護者対応には十分気を付けて下さいね。

【井芝教育支援課指導主事】

基本方針（案）の12ページにあります。私たちは毎年4月に青少年健全育成に関する学校と警察との総合連絡制度の協定書を県と警察が締結していますので、この協定書に基づいて連携をしていき、指導助言を頂いております。

私たちは各学校の担当者の連絡先については警察にも連絡しておりますし、警察の方の連絡先も一覧表になってこちらにも届いていますので、きちんと守秘義務に基づいた協定書で連携しますので、またご協力よろしく申し上げます。

【谷河会長】

この被害届との兼ね合いと言いますか、協定書での連携もあるが父兄さんが警察に被害届を出したって言われると行政としては構えてしまいますけど、警察の方にも守秘義務が発生しますから関係機関の連携・協力の中でも影響ありますよね。

【井芝教育支援課指導主事】

出された連絡はないですが、出された場合は保護者の方から学校に出しましたという連絡がありますので、その際に連携をさせていただきますね。

【辰己高田警察署生活安全課長】

そこで気を付けて頂きたいですが、一般の方が被害届と思っていることが被害届ではない事があります。単なる相談のみだったという事もありますし、どうしても一般の方対象になると難しい部分もあると思います。

【井芝教育支援課指導主事】

そうですね。その次は被害届を出されたら、加害児童と言われる子どもは児童相談所に送られて面談して頂く形になりますね。

【谷河会長】

こういう事案が発生したからと言って、校長会に情報が来るとかではないですよ。やはり基本的には学校の中、若しくは教育委員会の中でのやり取りになりますよね。

では他に何かございませんか、こういう風にした方が良いとかありますか。

そしたらご意見も無いようですので、進めます。

本日は、多くのご意見等ありがとうございました。貴重なご意見につきましては、事務局の方で最終的にいじめ問題に関する施策に参考させて頂きたいと思います。

本日はありがとうございました。では事務局に返したいと思います。

【増田教育支援課長】

はい。本日は公私ご多用の所、ご出席をいただき、また長時間にわたり熱心なご協議を頂きありがとうございました。最後に、本協議会副会長の高田中学校 疋田校長よりご挨拶頂きます。

【疋田副会長】

長時間に渡って熱心なご協議ありがとうございました。直接命に関わることであり、本当にこれだけ責任を持った方々がお集まり頂いて、それだけで学校として本当に支えとなります。

本日お集まり頂いた関係団体の方、引き続きよろしく願いいたします。

学校としましては、心の叫びをいかに早く掴む、命を落とすという事は絶対にあってはなりませんので、我々がどれだけの事が出来るかにかかっています。人間が作りだしたいじめですので必ず人間の手で何とか出来ると強い思いを持って解決していきたいと考えています。

今後ともよろしく願いします。ありがとうございました。

【増田教育支援課長】

ありがとうございました。これをもちまして、いじめ問題対策連絡協議会を終了させていただきます。なお、各委員の任期は、令和6年3月31日までとなっておりますので、ご協力の程、宜しく願い致します。それでは皆さんありがとうございました。